

## 特定外来生物等の選定の作業手順

特定外来生物、未判定外来生物及び種類名証明書の添付を要しない生物の選定に当たっては、特定外来生物被害防止基本方針の考え方に沿って、各項目に関連して検討すべき事項を考慮しつつ作業を進めることとする。

特定外来生物被害防止基本方針抜粋

### 【特定外来生物】

#### 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

##### 1 選定の前提

- ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
- ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）や植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

##### →第2－1の関連

選定の前提を踏まえ、「我が国に定着している外来生物のリスト」及び「影響の可能性が指摘されている外来生物の例」を作成し、特定外来生物選定の材料とする。

##### 2 被害の判定の考え方

###### （1）被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

- ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

##### →第2－2（1）アの関連

「在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれ」について、次の状況がもたらされるかどうかを検討する。

- i) 在来生物の種の絶滅をもたらし、又はそのおそれがあること。
- ii) 在来生物の地域的な個体群の絶滅をもたらし、又はそのおそれがあること。
- iii) 在来生物の生息又は生育環境を著しく変化させ、又はそのおそれがあること。
- iv) 在来生物の群集構造や種間関係を著しく変化させ、又はそのおそれがあること。

イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物や、重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。

#### →第2-2(1)イの関連

動物愛護管理法に基づき危険動物として管理されている外来生物については、本法による規制及び防除の必要性及び緊急性を検討するものとする。

ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

#### →第2-2(1)ウの関連

「農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれ」について、農林水産物や農林水産業に係る資材等に対して反復継続して被害があるかどうかを検討する。

#### (2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用するものとする。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況や社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

#### →第2-2(2)の関連

生態系又は農林水産業への被害の判定に際しては、当該外来生物の気候への適応に関し、我が国に定着又は分布を拡大する可能性があるかどうか、その繁殖力及び分散能力について検討する。

なお、定着していなくても大量に利用され野外への逸出が想定される外来生物については、連続的かつ大量に野外に供給されることにより、繁殖能力や分散能力の代替として機能する可能性があることに留意するものとする。

### 3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性や被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものとする。

#### →第2－3の関連

すでに定着し、蔓延しているものや大量に販売・飼育されているものについては、適正な規制の実施体制の確保の可能性を検討するとともに、輸入、流通、飼養等を規制することによる被害の防止の観点からの効果について検討することとする。



以上の手順を踏まえるとともに、各分類群毎の専門家グループの運営方針を整理した上で、特定外来生物を検討すべき生物のリストを作成するものとする。

## 【未判定外来生物】

### 第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

#### 1 未判定外来生物

##### (1) 選定の前提

ア 原則として、我が国に導入された記録の無い生物又は過去に導入されたが野外で定着しておらず、現在は輸入されていない外来生物を未判定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象としない。

#### →第5－1（1）の関連

上記の前提を踏まえて検討を行う。

##### (2) 選定対象となる外来生物

未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。

#### →第5－1（1）の関連

特定外来生物と同属の種（場合によっては同科の属）について、当該種の生態学的知見の多寡、利用の実態、海外における被害の情報等により未判定外来生物の可能性を検討する。また、生態的な類似性については、生息・生育環境、食性、繁殖生態、分散能力の観点から、生態的な同位性や同じニッチェを占めるかどうか等について検討する。



以上の手順を踏まえるとともに、各分類群毎の専門家グループの運営方針を整理した上で、未判定外来生物を検討すべき生物のリストを作成するものとする。

## 【種類名証明書添付不要生物】

### 2 種類名証明書の添付を要しない生物

#### (1) 選定に係る考え方

特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか在来生物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、相互調整しつつ行うこととする。



**基本方針の記述を踏まえるとともに、各分類群毎の専門家グループの運営方針を整理した上で、種類名証明書の添付を要しない生物のリストを作成するものとする。**